契　　約　　書（案）

１　件　　名　　九州歯科大学真鶴キャンパス電力供給（単価契約）

２　供給期間　　自　　令和９年３月１日

至　　令和１０年２月２９日

３　契約単価　　別表のとおり

４　契約保証金　　公立大学法人九州歯科大学契約事務規則第３６条の規定により減免できる場合のほか、これを徴する。

上記の電気供給について、公立大学法人九州歯科大学と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　住所　　北九州市小倉北区真鶴２丁目６番１号

氏名　　公立大学法人九州歯科大学

理事長　粟野　秀慈

受注者　住所

氏名

（総則）

第１条　公立大学法人九州歯科大学（以下「発注者」という。）及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、仕様書に基づき発注者が使用する電力を需要に応じて契約書記載の供給期間（以下「供給期間」という。）中、発注者に供給するものとし、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

３　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

４　この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。

５　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本国通貨とする。

６　この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。

７　この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

９　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（請求等及び協議の書面主義）

第２条　この約款に定める請求、通知、申出、承諾、解除（以下「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った請求等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（契約の保証）

第３条　受注者は、この契約締結と同時に、公立大学法人九州歯科大学契約事務取扱規則（以下「契約事務取扱規則」という。）第 36 条本文の規定により、契約金額（供給期間における予定使用電力量から算出した価格をいう。以下同じ。）の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。ただし、同条ただし書きの規定に該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（使用電力量の増減）

第５条　発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を増減することがある。

（契約電力の変更）

第６条　契約電力の変更について必要があると認めるときは、発注者と受注者とが協議して定める。この場合において、発注者は、必要があると認められるときには、契約電力を変更しなければならない。

２　発注者が前項の規定にかかわらず、契約電力の変更前に契約電力を超えて電気を使用した場合には、超過金を支払うものとする。

（使用電力量の計量）

第７条　受注者は、毎月月末の 24 時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を発注者に通知しなければならない。

２　電力量料金の算定は、前項の使用電力量により行うものとする。

（契約単価の変更）

第８条　契約後において受注者の発電事情等に変動をきたし、契約単価を改定する必要が生じたときは、発注者又は受注者は契約相手との協議の上、これを改定することができる。

（支払）

第９条　受注者は、第７条第１項の計量の通知後、当該月に係る電気料金の支払を請求することができる。

２　前項に規定する電気料金は、別紙様式１の電力量料金（単価）に当該月における使用電力量を乗じて得た額、別紙様式１の基本料金（単価）に契約電力を乗じて得た額（ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増して得た額とする。）、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金の合計額（１円未満の端数は切り捨てる。）とする。

３　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内若しくは受注者の供給条件に支払期日の定めがある場合は、受注者の供給条件により電気料金を支払わなければならない。ただし、供給の日数が少ない場合は、供給条件により算出した額を発注者に請求することができる。

４　発注者の責めに帰すべき事由により、前項の規定による支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第 10 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）天災その他不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと認められるとき。

（２）前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

（３）第 11 条第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、入札時の参考総価比較額のうち、未検収分の１０分の２に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（契約の解除）

第11条　発注者は、契約期間の間、前条第１項の規定によるほか必要があるときは、契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第 12 条　受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

２　受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除の効果）

第 13 条　契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

２　発注者は、契約が解除された場合において、発注者が既に電力の供給を受けている場合は、当該供給に相応する電気料金を受注者に支払わなければならない。

３　前項の電気料金は、発注者受注者協議して定める。

（暴力団排除条項）

第 14 条　発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三　構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四　第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、参考総価格の１００分の１０に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において、第３条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

４　第２項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

（契約事務取扱規則等の遵守）

第 15 条　受注者は、この契約書に定めるもののほか、契約事務取扱規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

（規定外の事項）

第 16 条　この約款に定めのない事項については、九州地区のみなし小売電気事業者の定める標準供給条件によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

様式1

表1

基本料金単価 （円／kW・月）	電力量料金単価（円／kWh）			
		夏季	その他の季節	
○，○○○．○○ 内消費税及び 地方消費税 （○○○．○○）		○○．○○ 内消費税及び 地方消費税 （○．○○）	○○．○○ 内消費税及び 地方消費税 （○．○○）	

表2

基本料金単価 （円／kW・月）	電力量料金単価（円／kWh）			
	ピーク	昼間（夏季）	昼間（その他季）	夜間
○，○○○．○○ 内消費税及び 地方消費税 （○○○．○○）	○○．○○ 内消費税及び 地方消費税 （○．○○）	○○．○○ 内消費税及び 地方消費税 （○．○○）	○○．○○ 内消費税及び 地方消費税 （○．○○）	○○．○○ 内消費税及び 地方消費税 （○．○○）

1．上記表のうち、単価の記載にあたり最も適当な表を採用し、使用しない表には斜線を入れること。
2．「夏季」とは7月1日から9月30日までの期間をいい、「その他季」とは「夏季」以外の期間をいう。
3．「ピーク時間」とは、夏季の毎日13時から16時までの時間とし、「昼間時間」とは、毎日8時から22時までの「ピーク時間」以外の時間とする。「夜間時間」とは「ピーク時間」および「昼間時間」以外の時間とする。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日は終日「夜間時間」扱いとする。

注記：詳細については、発注者及び受注者協議の上、決定する。